

市川市ディスポーザ排水処理システムの新設等に係る計画の確認
に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市川市下水道条例（昭和47年条例第18号。以下「条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定によるシステムの新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）に係る計画の確認（以下「計画の確認」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム ディスポーザ部及び排水処理部を有する排水設備をいう。
- (2) ディスポーザ部 生ゴミを粉砕するものをいう。
- (3) 排水処理部 生ごみ等を処理するものであって、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 生物処理タイプ ディスポーザ部で生ごみを粉砕したときに排出される汚水を微生物により処理し、その微生物により処理された汚水を公共下水道に排除するものをいう。
 - イ 機械処理タイプ ディスポーザ部で生ごみを粉砕したときに排出される液体と固体を分離し、当該液体を公共下水道に排除するものをいう。
- (4) 平成25年下水道協会性能基準 公益社団法人日本下水道協会が定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月策定）による基準をいう。
- (5) 平成16年下水道協会性能基準 公益社団法人日本下水道協会が定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成16年3月策定）による基準をいう。
- (6) メーカー システムを製造し、又は販売する者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(基準に適合するシステムの新設等に係る計画の確認)

第3条 市長は、システムの新設等に係る計画が、下水道法（昭和33年法律第79号）及びこれに基づく命令並びに条例及びこれに基づく規則で定める基準に適合するシステムで、次の各号のいずれかに該当するものの新設等に係る計画であると認めるときは、条例第9条第1項に規定する基準に適合するものと判断するものとする。

- (1) 平成25年下水道協会性能基準又は平成16年下水道協会性能基準に適合していることの評価を受けたシステムであって、条例第8条の2に規定する基準に適合することにより、又は当該基準に適合するよう措置がされていることにより、当該基準に適合した下水を排除する性能を有するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、条例第8条の2に規定する基準に適合した下水を排除する性能を有するシステムのうち、市長が適当と認めるもの
(計画の確認を受ける者に対する協力の求め)

第4条 市長は、計画の確認を行う場合は、当該計画の確認を受ける者に対し、次に掲げる事項について協力を求めるものとする。

- (1) ディスポーザ排水処理システムの維持管理等に関する計画書(別記様式)を提出すること。
- (2) 市長が確認したシステムに係る計画に基づきシステムの維持管理を適切に行うこと。
- (3) システムの維持管理について、システムの維持管理に関する専門的知識を有する事業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (4) 前号の維持管理業務委託契約に基づき、維持管理業者が実施する保守点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存すること。
- (5) 関係各部との協議により、システムから排出された汚泥等を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に従い適正に処理すること。
- (6) 条例第9条第1項又は第2項に規定する市長の確認を受け、敷地内にシ

システムを設置した建築物の所有者にあつては、当該建築物を譲渡するとき
は、併せて当該建築物の譲受人に対し当該システムを譲渡すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、システムの維持管理に関すること。

2 市長は、前項に規定する場合において、システムの維持管理が適切に行わ
れているか否かについて確認する必要があると認めるときは、計画の確認を
受ける者に対し、システムの維持管理に関する資料の提出を求めることがで
きる。

(メーカーに対する協力の求め)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、メーカーに対し、次に掲げる事
項について協力を求めるものとする。

(1) システムを購入する者に対し、システムの維持管理に関する専門的知識
を有する事業者と維持管理業務委託契約の締結が必要であることを説明
し、その理解を得るように努めること。

(2) システムを購入する者に対し、市長からシステムの維持管理に関し協力
の求めがあつたときは、これに協力することが必要であることを説明し、
その理解を得るように努めること。

附 則

この要綱は、平成28年 5月 1日から施行する。